

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	根羽村

根羽村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 根羽村役場 振興課
所在地 長野県下伊那郡根羽村 2131-1
電話番号 0265-49-2111
FAX番号 0265-49-2277
メールアドレス shinkou4102@nebamura.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	根羽村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
ニホンジカ	野菜 (大豆、スイートコーン)、ヒノキ	1.94	3,843
イノシシ	水稲 野菜 (いも、スイートコーン)	0.80	55
ニホンザル	野菜 (キュウリ、スイートコーン)	0.05	2
カモシカ	野菜 (大根、キャベツ)、ヒノキ	1.51	3,632
計		4.31	7,532
その他	果樹、野菜等	0.39	30
合計		4.70	7,562

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

※その他にも記入し、管内全体被害数値を合計で示すこと。

※県に定期報告した数値と整合させること。

(2) 被害の傾向

<p>○ニホンジカ被害はヒノキの枝葉の食害、樹幹部の剥皮害など増加傾向にある。被害時期：5～10月。農地での被害も小規模ながら発生している。</p> <p>○イノシシ被害は水稲や野菜の踏み荒らし等発生している。被害時期：8～9月。</p> <p>○ニホンザル被害は山際の圃場を中心として群による被害が村内各地で継続しており、村の特産品であるスイートコーンにも被害が及んでいる。</p> <p>○カモシカ被害は、ニホンジカと同様にヒノキの枝葉の食害、樹幹部の剥皮害など増加傾向にある。被害時期：5～10月</p>

(注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害面積 (ha)	金額（千円）	被害面積 (ha)	金額（千円）
ニホンジカ	1.94	3,843	1.75	3,459
イノシシ	0.80	55	0.72	50
ニホンザル	0.05	2	0.04	2
カモシカ	1.51	3,632	1.36	3,269
計	4.31	7,532	3.87	6,780

(注) 1 2(1)で掲げた主な鳥獣について、被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会と協力し有害鳥獣駆除を実施しながら、わな及び銃器による有害鳥獣の捕獲を行っている。	猟友会員が高齢化しており、新たな会員の確保が必要。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵は、農家で対応しており実績に応じて補助金（村単独）を交付している。	防護柵設置するにあたって、農家の高齢化により設置するのが困難である。
生息環境管理その他の取組	緩衝帯の設置、畑や住居周辺への出没があった場合には、竜友会と連携し、罠の設置を行うなど、駆除を行う。	空き家も増加傾向にあり、放任果樹の除去や空き家への野生動物の侵入が課題である。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する普及等について記入

する。

(5) 今後の取組方針

捕獲対策として、猟友会と協力し、有害鳥獣の早期発見、早期対処をしているため、出没回数等減ってきている。今後も捕獲をはじめ、総合的な対策を実施し被害を防ぐ。また、防除対策としてはNPOが実施主体となり侵入防止柵等を設置し、耕作地への被害を防ぐ。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用を含む)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊による捕獲を進めるとともに、既存の体制(猟友会への委託)による捕獲を継続していく。

H25年度に鳥獣被害対策実施隊を設置し、安全講習会を受けた猟友会員を対象鳥獣捕獲員に任命し、適正な捕獲を実施していく。

(以下、今回記載例)

- ・ 既存の体制(猟友会への委託)により捕獲を継続する。
平成25年度に「根羽村鳥獣被害対策実施隊」を設置済み。
平成25年度から毎年、当該年の対象鳥獣捕獲員を任命。
当該年の捕獲従事者安全講習受講済み、且つ根羽村猟友会員の者を対象鳥獣捕獲員に任命する。
必要に応じて、農林業関係者等による、わなの見回り、連絡等のサポートを実施し、対象鳥獣捕獲員の身体的負担軽減を図る。
- ・ 大型獣を捕獲する際、ライフル銃使用が必要となる場合がある。
現地の状況により、捕獲実績向上のため、射程距離が長く命中精度が高いライフル銃を使用する必要がある。
このため銃所持者の熟練者を中心にライフル銃使用可能者を育成し、捕獲体制の強化を図る。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資

料があれば添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に
従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その
ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ニホンジカ、イノシシ、 ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報奨金による捕獲の推進。 ・ 安全講習会費用の補助 ・ 新規狩猟者確保のための講習会の実施 ・ 新規狩猟免許取得者のための補助
6	"	"
7	"	"

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入
する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>これまでの防除実績並びに農作物への被害状況を考慮し、関係団体・機関 等と協議し、目標農林業被害額に達するために捕獲計画数を設定する。 なお、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、及びカモシカについては第 二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、かつ現状に即した捕獲計画を設定す る。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設
定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	300頭	300頭	300頭
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ニホンザル	必要数	必要数	必要数
カモシカ	必要数	必要数	必要数

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、銃及びワナ・檻での捕獲を年間通じて行う。 ・カモシカについては、捕獲実施団地を設定し、ワナ・銃器による捕獲を行う

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・銃器を使用して大型獣を捕獲する際に、使用する必要がある。 ・複数の実施隊員が山林内で巻き狩り方式で捕獲する際に、安全を確認して使用する。(冬期の捕獲が中心) <p>(以下、今回記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型獣を捕獲する際、ライフル銃使用が必要となる場合がある。現地の状況により、捕獲効果向上のため、射程距離が長く命中精度が高いライフル銃を使用する必要がある。このため銃所持者の熟練者を中心にライフル銃使用可能者を育成し、捕獲体制の強化を図る。 ・人材育成のため、各市町村と連携して、ライフル銃安全射撃訓練施設環境整備に取り組む。 ・ライフル銃による有害鳥獣捕獲実施時期は、落葉期(晩秋から冬期)を基本とし、原則として隊員による巻き狩り方式で実施する。実施に当たっては安全確保を最優先とする。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
根羽村	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。))

第4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカ	電気柵 300m 防護柵 100m	電気柵 300m 防護柵 100m	電気柵 300m 防護柵 100m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ カモシカ	農家で対応しており、実績に応じて補助金(村単独)を交付する。また、柵等の設置後に鳥獣が農地等に侵入した場合には、写真で記録する。	〃	〃

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記載する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカ	・ 里山整備 (緩衝帯の設置・管理) ・ 侵入防止柵及び捕獲檻の管理 ・ 新規狩猟者の支援
6	〃	〃
7	〃	〃

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

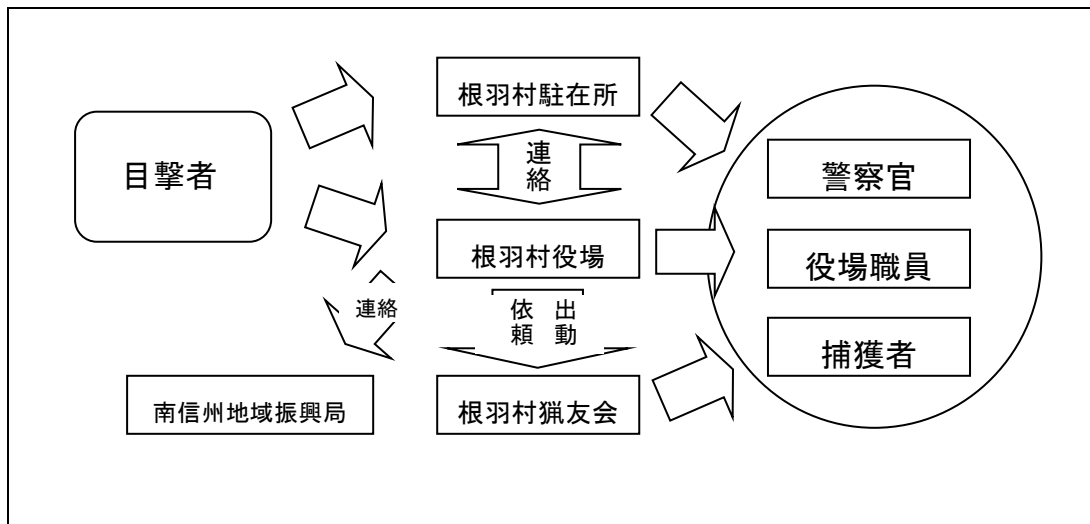
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
根羽村役場振興課	被害状況の確認、連絡、報告、立会
根羽村駐在所	安全確保、立会
実施隊・猟友会	捕獲
南信州地域振興局	取りまとめ

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・対象鳥獣の捕獲後、埋設処理を行っている。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その他有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	既存食肉処理加工施設で加工し、森の駅ネバーランド等での販売を継続。
ペットフード	現状：なし
皮革	現状：なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌、学術研究等)	現状：なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

(整備済み)

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等として安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

食品衛生責任者の資格取得の推進

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	根羽村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
根羽村振興課	会の総括、電気柵設置補助、取りまとめ等
みなみ信州農協	被害関係の取りまとめ等
根羽村農業委員会	農業被害の実情の把握、農業関係の意見等
根羽村駐在所	安全な被害対策の推進等
根羽村猟友会・実施隊	捕獲の実施や捕獲従事者確保等
根羽村森林組合	林業被害の把握、林業関係の意見等
特定非営利活動法人 矢作川源流の森ねば	侵入防止柵の設置

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等

の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南信州野生鳥獣保護管理対策協議会	各市町村等の連携及び広域的な被害対策等の連絡調整
南信州野生鳥獣被害対策チーム	適切な被害防除対策の指導と協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年7月1日に「根羽村鳥獣被害対策実施隊」を設置。
同日、対象鳥獣捕獲員（根羽村猟友会員全員20名）を任命。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う補遺害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体系図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

阿智村と南信州野生鳥獣被害対策チームが連携し、農林業被害を減少させるために、集落支援を行う。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場での対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・食肉として利用可能な個体は村内のジビエ加工処理施設（ネバーランド内）にて食肉として処理し、加工品として販売している。

・その他、捕獲した個体は適切に埋設処理又は自家消費とする。また、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用についても、サンプル試料の提供を行う。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。